

議案第8号

加西市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

加西市水道事業給水条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

加西市長 西村 和平

加西市水道事業給水条例の一部を改正する条例

加西市水道事業給水条例（昭和 42 年加西市条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条第 1 項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) 基本料金

種別		基本水量 (1ヶ月につき)	基本料金 (1ヶ月につき)
家庭用 共同家庭用		5 m ³	630 円
業 務 用	口径 13 ミリメートル	10	1,755
	〃 20 から 25 ミリメートル	10	2,105
	〃 30 ミリメートル	20	6,325
	〃 40 ミリメートル	20	8,745
	〃 50 ミリメートル	20	11,465
	〃 75 ミリメートル	20	22,155
	〃 100 ミリメートル	20	33,045
	〃 125 ミリメートル	20	38,670
公会堂用		—	375
湯屋用		50	7,385
臨時用		20	6,145

(2) 従量料金

種別	使用水量 (1ヶ月につき)	従量料金 (1ヶ月につき)
家庭用 共同家庭用	5 m ³ を超え 10 m ³ まで	126 円
	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	152
	20 m ³ を超え 30 m ³ まで	179
	30 m ³ を超え 50 m ³ まで	207
	50 m ³ を超える分	236
業務用	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	152

	20 m ³ を超え 30 m ³ まで	179
	30 m ³ を超え 50 m ³ まで	207
	50 m ³ を超える分	236
公会堂用	1 m ³ につき	179
湯屋用	50 m ³ を超える分	179
臨時用	20 m ³ を超える分	315

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の加西市水道事業給水条例第26条第1項の規定は、令和4年4月1日以後に行う使用水量の検針に基づいて算定する料金について適用し、同日前に行う使用水量の検針に基づいて算定する料金については、なお従前の例による。

(審議資料)

県水送水施設の完成に伴い、市内全域に県営水道による送水が可能となり、将来にわたり受水費総額の軽減が見込まれるため、令和4年4月以降の検針分より水道料金を一律10%引き下げ、市民生活の負担軽減を図れるよう、所要の改正を行うもの。

【概要】

現行料金

用途別		基本料金	従量料金(1m ³ あたり)				
区分	1~5m ³		6~10m ³	11~20m ³	21~30m ³	31~50m ³	51m ³ ~
家庭用		705	141	169	199	231	263
業務用	13mm	1,950	169		199	231	263
	20mm・25mm	2,340					
	30mm	7,030					
	40mm	9,720					
	50mm	12,740					
	75mm	24,620					
	100mm	36,720					
	125mm	42,970					
公会堂用		420	199				
湯屋用		8,210					199
臨時用		6,830			351		

改正案

用途別		基本料金	従量料金(1m ³ あたり)				
区分	1~5m ³		6~10m ³	11~20m ³	21~30m ³	31~50m ³	51m ³ ~
家庭用		630	126	152	179	207	236
業務用	13mm	1,755	152		179	207	236
	20mm・25mm	2,105					
	30mm	6,325					
	40mm	8,745					
	50mm	11,465					
	75mm	22,155					
	100mm	33,045					
	125mm	38,670					
公会堂用		375	179				
湯屋用		7,385					179
臨時用		6,145			315		

(例)

家庭用で40m³/2ヵ月使用した場合

現行料金 6,820 円(税込)

改定後料金 6,110 円(税込)

2ヵ月で710円、年間4,260円の負担減